



宮 崎 県 公 報

平成26年 8 月 7 日 (木曜日) 第 2614 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) 1

公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件) …… (農村整備課) 1

○土地改良区の定款変更の認可…………… (“) 2

○県営土地改良事業計画の策定…………… (“) 2

教育委員会告示

○平成27年度宮崎県立高等学校生徒募集定員…………… 3

○平成27年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱…………… 5

○平成27年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等
部入学者募集要綱…………… 6

収用委員会告示

○収用の裁決手続の開始決定…………… 6

○土地収用法施行令第6条の2において準用する
同令第5条第2項の規定による公示による通知…………… 8

正 誤

○平成25年11月29日付け県公報 (号外第65号) 別
冊中…………… 8

告 示

宮崎県告示第 451号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成26年 8 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512140197	訪問介護事業所ひなた	東臼杵郡門川町加草1541番地1	特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	東臼杵郡門川町加草1541番地1	平成26年 5 月 1 日	居宅介護・重度訪問介護
4511725063	指定居宅介護事業所はらっぱ	北諸県郡三股町大字樺山3472番地11	一般社団法人テラス	北諸県郡三股町大字樺山3472番地11	平成26年 7 月 1 日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
4510600507	立縫の里訪問介護センター	日向市美々津町4074番地	社会福祉法人立縫会	日向市美々津町4074番地	平成26年 8 月 2 日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、蒲牟田土地改良区 (高原町) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 8 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	今 西 行 男	高原町大字蒲牟田2751番地

理 事	今 西 達 雄	高原町大字蒲牟田2914番地 1
理 事	外 村 和 美	高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	福 元 則 幸	高原町大字蒲牟田1528番地
理 事	中 村 学	高原町大字蒲牟田2874番地
理 事	飯 田 忠 明	高原町大字蒲牟田2732番地
理 事	田 中 勇 市	高原町大字蒲牟田3290番地 2

理 事	外 村 長 行	高原町大字蒲牟田2920番地
監 事	勝 吉 明 正	高原町大字蒲牟田2939番地
監 事	福 元 康 人	高原町大字蒲牟田2924番地

(任期：平成29年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	今 西 行 男	高原町大字蒲牟田2751番地
理 事	今 西 達 雄	高原町大字蒲牟田2914番地 1
理 事	外 村 和 美	高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	福 元 則 幸	高原町大字蒲牟田1528番地
理 事	増 田 勝 造	高原町大字蒲牟田2757番地
理 事	中 村 学	高原町大字蒲牟田2874番地
理 事	飯 田 忠 明	高原町大字蒲牟田2732番地
理 事	鎌 倉 佐 津 夫	高原町大字蒲牟田2648番地 2
監 事	勝 吉 明 正	高原町大字蒲牟田2939番地
監 事	外 村 勇	高原町大字蒲牟田3406番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南俣土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 8 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	福 沢 修	高原町大字広原2091番地
理 事	吉 永 豊 文	高原町大字広原2087番地 2
理 事	盛 満 稔	高原町大字広原2131番地 1
理 事	竹 下 平 馬	高原町大字広原 892番地 1
理 事	柚木脇 郁 生	高原町大字広原1357番地
理 事	下馬場 優	小林市細野4583番地 3

理 事	鶴 田 学	高原町大字広原4973番地 2
理 事	丸 山 勝	高原町大字広原4369番地
監 事	末 永 長 幸	高原町大字広原3415番地ロ号
監 事	吉 永 睦 男	高原町大字広原2086番地

(任期：平成29年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	鹿 嶋 武 男	高原町大字広原4515番地
理 事	久 保 一 郎	高原町大字広原 791番地
理 事	前 原 八 千 代	高原町大字広原2107番地
理 事	水 町 省 一 郎	高原町大字広原1352番地
理 事	押 領 司 浩	小林市細野4059番地
理 事	福 永 五 夫	高原町大字広原1499番地
理 事	西 和 樹	高原町大字広原2123番地 4
理 事	末 永 敏 郎	高原町大字広原3308番地
監 事	久 保 良 廣	高原町大字広原 922番地
監 事	今 西 章	高原町大字広原1029番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、薩摩原土地改良区（国富町）から平成26年 7 月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 8 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、川間西地区県営土地改良事業（小林市、畑地帯総合整備事業（担い手支援型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 8 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年 8 月 7 日から平成26年 9 月 4 日まで
- 3 縦覧場所
小林市役所野尻庁舎地域整備課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。

）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第4号

平成27年度宮崎県立高等学校生徒募集定員をここに公表する。

平成26年8月7日

宮崎県教育委員会委員長 齊 藤 和 子

平成27年度宮崎県立高等学校生徒募集定員

(1) 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
高千穂高等学校	普通科	80
	生産流通科	40
	経営情報科	40
延岡高等学校	普通科	160
	メディカル・サイエンス科	80
延岡星雲高等学校	普通科	160
	フロンティア科	40
延岡工業高等学校	機械科	40
	電気電子科	40
	情報技術科	40
	土木科	40
	環境化学システム科	40
	生活工学科	40
延岡商業高等学校	商業科	80
	会計科	40
	流通経済科	40

	経営情報科	40
門川高等学校	総合学科	160
日向高等学校	普通科	200
	フロンティア科	40
富島高等学校	商業科	40
	会計科	40
	国際経済科	40
	経営情報科	40
	生活情報科	40
日向工業高等学校	機械科	40
	電気科	40
	建築科	40
都農高等学校	総合学科	120
高鍋高等学校	普通科	200
	普通科（探究科学コース）	40
	生活情報科	40
高鍋農業高等学校	園芸科学科	40
	畜産科学科	40
	食品科学科	40
	フードビジネス科	40
西都商業高等学校	商業科	40
	経営情報科	80
妻高等学校	普通科	120
	福祉科	40
佐土原高等学校	電子機械科	80
	通信工学科	40
	情報技術科	80

	産業デザイン科	40			
宮崎大宮高等学校	普通科	320	小林高等学校	普通科	120
	文科情報科	80		普通科 (体育コース)	40
				普通科 (探究科学コース)	40
宮崎南高等学校	普通科	320	小林秀峰高等学校	農業科	40
	フロンティア科	80		機械科	40
宮崎北高等学校	普通科	280		電気科	40
	サイエンス科	40		商業科	40
宮崎西高等学校	普通科	280		経営情報科	40
	理数科	120		福祉科	40
宮崎農業高等学校	生物工学科	40	飯野高等学校	普通科	80
	生産流通科	40		生活情報科	40
	食品工学科	40	都城泉ヶ丘高等学校	普通科	200
	環境工学科	40		理数科	80
	生活文化科	40	都城西高等学校	普通科	200
		フロンティア科		40	
宮崎工業高等学校	機械科	40	都城農業高等学校	農業科	40
	生産システム科	40		畜産科	40
	電気科	40		ライフデザイン科	40
	電子情報科	40		食品科学科	40
	建築科	40		農業土木科	40
	化学環境科	40		都城工業高等学校	機械科
	インテリア科	40	情報制御システム科		40
宮崎商業高等学校	商業科	120	電気科		40
	国際経済科	40	建設システム科		40
	経営情報科	80	化学工業科		40
	経営科学科	40	インテリア科	40	
宮崎海洋高等学校	海洋科学科	120		商業科	80
本庄高等学校	総合学科	160			

都城商業高等学校	会計科	40
	経営情報科	40
高城高等学校	普通科	80
	生活情報科	40
日南高等学校	普通科	120
	普通科 (探究科学コース)	40
日南振徳高等学校	地域農業科	40
	機械科	40
	電気科	40
	商業科	40
	経営情報科	40
	福祉科	40
福島高等学校	普通科	120

(2) 定時制の課程

学 校 名	学科名	部	募集定員 (人)
延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	—	40
	商業科	—	40
富島高等学校 (単位制)	商業科	—	40
宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	昼間の部	80
		夜間の部	40
宮崎工業高等学校 (単位制)	機械科	—	40
	電気科	—	40
	建築科	—	40
都城泉ヶ丘高等学校 (単位制)	普通科	—	40
	商業科	—	40

(3) 通信制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	250
宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	350

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県教育委員会告示第 5 号

平成27年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱をここに公表する。
平成26年 8 月 7 日

宮崎県教育委員会委員長 齊 藤 和 子

平成27年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱

- 1 基本方針
県立高等学校の入学者の選抜は、各高等学校の学科やコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。
- 2 募集人員
募集人員は、別に告示する「平成27年度宮崎県立高等学校生徒募集定員」のとおりとする。
- 3 応募資格
次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者とする。
(1) 平成27年 3 月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了見込みの者
(2) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第95条の規定により、これと同等以上の学力があると認められる者
- 4 出願手続
入学志願者の出願手続については、別に定める「平成27年度宮崎県立高等学校入学者選抜実施細目」(以下「選抜実施細目」という。)による。
- 5 全日制及び定時制課程の入学者の選抜
入学者の選抜は、次に定める推薦入学者選抜(スポーツ推薦を含む。以下同じ。)、一般入学者選抜及び二次募集入学者選抜による。
(1) 推薦入学者選抜
① 推薦入学者選抜に係る各高等学校の募集人員の割合は、10%~40%の範囲内で各高等学校長が定める。
② 推薦入学者選抜は、学力検査の成績、面接の結果、作文、推薦理由書、調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。
③ 学力検査においては、各学校が2~3教科を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。
(2) 一般入学者選抜
① 一般入学者選抜は、学力検査の成績、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。
② 学力検査においては、傾斜配点を用いることができる。
(3) 二次募集入学者選抜
① 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜合格者発表の段階で、

合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。

- ② 選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

(4) 日程

① 推薦入学者選抜

- ア 選抜検査 平成27年2月4日(水)
イ 合格内定通知 平成27年2月13日(金)
ウ 合格者発表 平成27年3月19日(木)

② 一般入学者選抜

- ア 選抜検査 平成27年3月4日(水)及び
平成27年3月5日(木)
イ 合格者発表 平成27年3月19日(木)

③ 二次募集入学者選抜

- ア 選抜検査 平成27年3月24日(火)
イ 合格者発表 平成27年3月25日(水)

6 通信制課程の入学者の選抜

- (1) 入学者の選抜は、面接と作文その他必要な書類等により行う。
(2) 入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

(3) 日程

① 入学者選抜

- ア 選抜検査 平成27年3月25日(水)
イ 合格者発表 平成27年3月27日(金)

② 二次募集入学者選抜

- ア 選抜検査 平成27年4月3日(金)
イ 合格者発表 平成27年4月7日(火)

7 その他

- (1) 3の(2)に掲げる者の県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、この要綱に準じて県教育委員会が定める。
(2) この要綱に定めるもののほか、県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目の定めるところによる。
(3) 各高等学校長は、海外帰国子女等の入学者選抜については、県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県教育委員会告示第6号

平成27年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱をここに公表する。

平成26年8月7日

宮崎県教育委員会委員長 齊藤和子

平成27年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱

1 基本方針

県立特別支援学校幼稚部・高等部の入学者の募集は、一人一人の障がいの状態及び能力・適性等を総合的に考慮して適切な選考を行うこととする。

2 募集を行う県立特別支援学校の部及び学科

募集を行う県立特別支援学校の部及び学科については、別に定める「平成27年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募

集実施細目」(以下「募集実施細目」という。)によることとする。

3 募集人員

募集人員は、別に告示する「平成27年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員」に定めることとする。

4 応募資格

障がいの区分及び障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の規定に該当し、本人及び保護者が県内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 幼稚部

- ① 都城さくら聴覚支援学校及び延岡しろやま支援学校(聴覚障がい教育部門)の幼稚部にあつては、平成21年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた者であること。
② 赤江まつばら支援学校幼稚部にあつては、平成21年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた者であること。

(2) 高等部

- ① 高等部本科にあつては、特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者(平成27年3月卒業見込みの者を含む。)若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者(平成27年3月修了見込みの者を含む。)又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。
② 高等部専攻科にあつては、特別支援学校高等部若しくは高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者(平成27年3月卒業見込みの者を含む。)又は学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。

5 出願手続

入学志願者の出願手続については、募集実施細目による。

6 入学者の選考

(1) 選考方法

幼稚部及び高等部の入学者の選考については、個人調査書、諸検査、面接の結果等を資料とし、総合的に判断して行う。

(2) 日程

- ① 諸検査及び面接 平成27年3月4日(水)及び3月5日(木)
② 合格者発表 平成27年3月19日(木)

7 その他

この要綱に定めるもののほか、県立特別支援学校幼稚部・高等部の入学者の募集に関して必要な事項は、募集実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県収用委員会告示第 5 号

土地収用法施行令（昭和26年政令第 342号）第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成26年 8 月 7 日

宮崎県収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第46条第 2 項の規定により、下記 1 の者に通知すべき下記 2 の書類は、当収用委員会事務担当課（宮崎県県土整備部用地対策課）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

1 通知を受けるべき者の氏名及び住所等

佐藤 雅子

住所不明 ただし住民票上の住所

東京都港区六本木六丁目14番32号 岡野方

2 通知すべき書類

平成26年 7 月30日付け宮収第18－ 2 号の書類（平26宮収裁第 2 号及び平26宮収裁第 3 号（高速自動車国道東九州自動車道新設工事（宮崎県宮崎市清武町今泉字梅藪地内から同市大字鏡洲字赤木地内まで及び日南市北郷町郷之原字中河原地内から同市大字東弁分字中村地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事）収用裁決事件に係る第 1 回審理開催通知書）

（注意）上記書類を受領されないときは、平成26年 8 月28日をもって通知があったものとみなされます。

正 誤

平成25年11月29日付け県公報（号外第65号）別冊（23頁）中

誤	民主党宮崎県総支部連合会	自動車	67,520,000
正	民主党宮崎県総支部連合会	自動車	6,752,000